○消防庁

一　消防法施行規則第三十一条の五第四項に規定する登録認定機関の主たる事務所の所在地の変更に関する件　二〇　二

二　必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令第一条第二項の規定に基づくパッケージ型消火設備の設置及び維持に関する技術上の基準の一部を改正する件　二九　二一

三　必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令第二条第二項の規定に基づくパッケージ型自動消火設備の設置及び維持に関する技術上の基準の一部を改正する件　二九　二三

○法務省

一　公証人法第七条ノ二第一項の規定による指定の件　四　二

二　裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律第十三条第一項の規定による変更の届出があった件　六　一

三　日本国に帰化を許可する件　六　一

四　出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号イに掲げる活動の項の下欄第十一号ただし書の規定に基づき、同号本文を適用しない技能実習を定める件　七　二

五　日本国に帰化を許可する件　七　二

六　戸籍が滅失した件　七　二

七　除籍の一部が滅失した件　八　二

八　原戸籍が滅失した件　八　二

九　日本国に帰化を許可する件　一二　二

一〇　出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の技術・人文知識・国際業務の在留資格に係る基準の特例を定める件の一部を改正する件　一三　二

一一　出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号イに掲げる活動の項の下欄第十一号ただし書の規定に基づき、同号本文を適用しない技能実習を定める件の一部を改正する件　一三　二

一二　原戸籍の一部が滅失した件　一四　三

一三―一六　出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄に規定する団体の要件を定める省令第一条第一号トの規定に基づき監理団体を定め、出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄に規定する団体の要件を定める省令第一条第一号トの規定による技能実習を監理する団体及び出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項の下欄第二十九号の規定による技能実習を定める件の一部を改正する件　一四　三

一七　出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄に規定する団体の要件を定める省令第一条第一号トの規定に基づき監理団体を定め、出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項の下欄第二十九号の規定による技能実習を定める件の一部を改正する件　一四　三

一八　出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄に規定する団体の要件を定める省令第一条第一号トの規定に基づき技能実習を定める件の一部を改正する件　一四　三

一九　原戸籍の一部が滅失した件　一四　四

二〇　除籍の一部及び原戸籍の一部が滅失した件　一五　五

二一　除籍の一部が滅失した件　一五　五

二二　戸籍が滅失した件　一五　五

二三―二四　外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法第七条の規定による承認をした件　一五　五

二五　外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法第十六条第一項の規定に基づき特定外国法を指定した件　一五　五

二六　外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法第七条の規定による承認をした件　一五　六

二七　土地家屋調査士法第三条第二項第一号の規定による研修の指定に関する件　一八　三

二八　司法書士法第三条第二項第一号の規定による研修の指定に関する件　一九　二

二九　日本国に帰化を許可する件　一九　二

三〇―三七　出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄に規定する団体の要件を定める省令第一条第一号トの規定に基づき監理団体を定め、出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項の下欄第二十九号の規定に基づき技能実習を定める件の一部を改正する件　二一　二

三八　日本国に帰化を許可する件　一九　三

三九　出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄に規定する団体の要件を定める省令第一条第一号トの規定に基づき監理団体を定め、出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項の下欄第二十九号の規定に基づき技能実習を定める件の一部を改正する件　二〇　二

四〇―四一　出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄に規定する団体の要件を定める省令第一条第一号トの規定に基づき監理団体を定め、出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項の下欄第二十九号の規定に基づき技能実習を定める件の一部を改正する件　二一　二